

いじめ重大事態について

令和8年5月
網走市教育委員会

1 当該事案の概要

市内の小学校において、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に基づく「重大事態」の疑いとして報告する事実が令和7年8月22日に確認された。

2 いじめ重大事態として認定した事実

令和6年9月から始まった2名の児童による1名の児童に対する仲間はずれや、心の痛む言葉がけにより、嫌な思いをする場面があった。令和6年10月下旬から相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ令和7年8月22日転校に至ったことにより重大事態の疑いとして教育委員会に報告された。令和7年9月3日に網走市教育委員会がいじめ重大事態として認定した。

3 調査組織及び調査期間

- (1) 調査組織 学校の調査組織（校長・教頭・生徒指導主事・担任・養護教諭）
に教育委員会が加わった調査委員会
- (2) 調査期間 令和7年9月4日から令和8年3月12日まで

4 学校及び教育委員会の対応について

学校は、児童が相当の期間、学校を欠席し転校に至ったことから、重大事態の疑いとして教育委員会に報告した。

「網走市いじめ防止基本方針」に基づき、学校は、関係児童及び保護者、関係教職員から聞き取りを行った。教育委員会は、被害児童及び保護者と面談し、調査の内容等について説明し、被害児童及び保護者、関係教職員から聞き取りを行うとともに、学校の調査について必要な助言・指導を行った。

5 学校及び教育委員会の今後の再発防止策について

【学校】

- ア いじめ認知から重大事態発生を疑うまでの初期対応の迅速化
- イ いじめ発生・認知についての教育委員会への早期の報告
- ウ 教職員間の情報共有と組織的な対応の確実な実施
- エ いじめへの危機意識の醸成と対応マニュアルの徹底
- オ 児童及び保護者への支援及びカウンセリングの実施

【教育委員会】

- ア 学校から教育委員会への早期報告の指導の徹底
- イ 事案発生時における学校の組織的対応の随時確認
- ウ 学校単独での解決が困難な事案に対する直接支援体制の構築